

○湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の任用等に関する規則

令和2年3月31日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 任期の更新 選考又は勤務実績に基づく能力の実証を経て、当該会計年度内において同一の職に、同一の会計年度任用職員が、引き続き任用されることをいう。

(2) 再度の任用 選考又は勤務実績に基づく能力の実証を経て、新たに設置された職に、同一の会計年度任用職員が、改めて任用されることをいう。

(任期)

第3条 会計年度任用職員の任期は、同一会計年度内で任期を終了させ、会計年度を超える任用をしてはならない。

2 1回の任期は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定め、任用又は任期の更新を反復してはならない。

3 再度の任用の際に、新たな任期と前の任期との間に一定の勤務しない期間を置いて、任用してはならない。

(任用の原則)

第4条 会計年度任用職員を新たに任用又は再度の任用をしようとするときは、職務遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により組合長が任用するものとする。

2 会計年度任用職員の任期、1週間の勤務日数及び1日の勤務時間は、業務の内容に応じて必要最小限のものでなければならない。

(登録及び登録期間)

第5条 会計年度任用職員の任用を希望する者は、あらかじめ湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員登録申込書（様式第1号）を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の規定により提出された申込書を審査し、適当と認めた者を、会計年度任用職員登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録しておくものとする。

3 登録台帳への登録期間は、1会計年度を超えない期間とする。ただし、再度の任用を受けた者の登録は、次会計年度についても登録し続けるものとする。

(任用の手続)

第6条 会計年度任用職員の配属を希望する課等長は、登録台帳の中からその業務に適した者を選考し、任用するものとする。ただし、登録台帳に登録されている者の中から選考し難い場合は、公募等を行い選考して任用することができる。

- 2 会計年度任用職員を任用する場合は、湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員任用協議書（様式第2号）に必要書類を添付して管理課長に提出し、組合長の承認を得なければならない。
- 3 組合長は、前項の規定により会計年度任用職員の任用を承認した場合は、勤務条件通知書（様式第3号）をもって被任用者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた被任用者は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例（昭和52年2月1日湯河原町真鶴町衛生組合条例第6号）第2条の規定に基づき、宣誓を行わなければ職務に従事してはならない。
- 5 管理課長は、毎月5日までに、湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員任用日数報告書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（任用後の管理）

第7条 管理課長は、当該会計年度任用職員の任用から退職までの勤務及び服務上の管理を適正に行わなければならない。

（条件付採用期間の延長）

第8条 組合長は、法第22条の2第7項の規定により条件付採用となっている会計年度任用職員が、条件付採用の期間中において実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長することができる。

（社会保険等）

第9条 会計年度任用職員の社会保険及び労働保険の適用については、地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（公務災害補償）

第10条 会計年度任用職員の公務上又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（退職等）

第11条 会計年度任用職員は、任期が満了した日をもって退職する。

- 2 会計年度任用職員は、任期満了日前に自己の都合により退職する場合は、退職願（様式第5号）を退職日の14日前までに管理課長に提出しなければならない。
- 3 組合長は、前項の退職願を承認した場合は、退職発令指令書（様式第6号）により通知する。
- 4 組合長は、会計年度任用職員を任期満了日前に解職しようとする場合は、解職予告通知書（様式第7号）により、少なくとも30日前に通知するものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項ただし書の規定による場合は、この限りでない。

（営利企業等従事許可の手続）

第12条 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が、営利企業等に従事しようとするときは、湯河原町真鶴町衛生組合職員服務規程（平成20年訓令第1号）第8条の規定を準用するものとする。

(懲戒分限)

第13条 会計年度任用職員の懲戒分限処分は、常勤職員の例による。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 この規則による会計年度任用職員の選考その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

(湯河原町真鶴町衛生組合臨時的任用職員及び非常勤職員等取扱要綱の廃止)

3 湯河原町真鶴町衛生組合臨時的任用職員及び非常勤職員等取扱要綱（平成29年湯河原町真鶴町衛生組合告示第3号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月29日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)（令和7年3月19日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日以後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例

によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

様式第 1 号(第 5 条関係)

湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員登録申込書

フリガナ				性 別	写 真 6 箇月以内に撮影したものを貼付してください。
氏 名					
生年月日		年 月 日 (満 歳)			
現 住 所		〒 電話番号 — —			
最終学歴		学校名 年 月卒 業			
職 歴		勤務先	職務内容		在籍期間
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
資 格 免 許		注)資格免許等の必要な職種は、証明するもの(写し)を添付してください。			
特 技 等		パソコンの操作(エクセル・ワード等)が可能ですか。(はい ・ いいえ)			
本人希望欄 ※該当箇所に○	職 種	事務補助員 ・ ごみ搬入受付・計量業務 ・ 機械操作・技術管理業務 ・ その他()			
	勤務日数	(週) 1 日 ・ 2 日 ・ 3 日 ・ 4 日 ・ 5 日 ・ 指定なし			
	勤務時間	午前 時 分 ～ 午前 時 分 ・ 指定なし 午後 午後			
私は、次に掲げる事項にいずれにも該当しておりません。また、記載事項に相違はありません。 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 湯河原町真鶴町衛生組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 湯河原町真鶴町衛生組合長 様 本人氏名					

注

- 1 黒のインク又はボールペンをうい、楷書で丁寧に記入してください。
- 2 「職歴」「資格・免許」等の指定欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して提出してください。
- 3 登録申込書を提出後は、審査をし、適当と認めた者を会計年度任用職員登録台帳へ登録しますが、必ず任用されるとは限りませんので御承知ください。

湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員任用協議書
(表)

任用根拠 (該当数字に○)	1 フルタイム会計年度任用職員 2 パートタイム会計年度任用職員
住 所	〒
(フリガナ)	
氏 名	
生年月日	年 月 日(満 歳)
連 絡 先	()
職 種	
従事する職務の内容 (具体的に)	
勤務課等・場所	
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務時間	1 始業・終業時刻 時 分から 時 分まで(時間 分) ※ シフト制(又は変形労働時間制の場合)の勤務時間 (1) 時 分から 時 分まで(適用日 曜日) (2) 時 分から 時 分まで(" 曜日) (3) 時 分から 時 分まで(" 曜日) (4) 時 分から 時 分まで(" 曜日) (5) 時 分から 時 分まで(" 曜日) 2 休憩時間 時 分から 時 分まで(分) 3 一週間の合計勤務時間 (パートタイム会計年度任用職員の場合のみ) 週 時間以内

(裏)

予算措置		(款)	(項)	(目)
通勤手当 (費用弁償)		日額	円・月額	円(定期券) 円／ 箇月)
任用理由	新規			
	更新			
その他の事項				
添付書類		湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員登録申込書(様式第1号)の写し 通勤届		
湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の任用等に関する規則第6条の規定により、上記の者を任用したいので提出します。 年 月 日 湯河原美化センター所長 様 湯河原美化センター所長				

様式第3号(第6条関係)

(その1)
勤務条件通知書

年 月 日	
様	
次の勤務条件により湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員として任用します。 湯河原町真鶴町衛生組合 組合長 印	
任用根拠	1 フルタイム会計年度任用職員 2 パートタイム会計年度任用職員
任用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (うち、 年 月 日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。(採用後1箇月の勤務日数が15日未満の場合)) 1 同一会計年度内における任期の更新の有無 (更新する場合があります ・ 更新はしません) 2 任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。
再度の任用	勤務実績等に基づき選考等能力の実証を行った上で再度任用する場合があります。(再度の任用の回数に上限はありませんが、再度の任用が約束されているものではありません。)
勤務の場所	
従事すべき職務の内容	
始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項	1 始業(時 分) 終業(時 分) 1日につき原則 時間 分 1週間につき原則 日 1週間につき原則 時間以内 (1) パートタイム会計年度任用職員で予め具体的な勤務日が指定できない場合所属長が事前に別途シフトで定める。 2 休憩時間(分) 3 時間外勤務の有無() 4 休日勤務の有無() ◆シフト制又は変形労働時間制の場合 1 次の勤務時間の組み合わせによる。 始業(時 分) 終業(時 分)(適用日:) 始業(時 分) 終業(時 分)(適用日:) 始業(時 分) 終業(時 分)(適用日:)

(その2)

勤務しない日	・ 週休日（毎週 曜日）（（振替：有）非定例日（週・月当たり 日） ・ 国民の祝日に関する法律による休日 ・ 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） ・ その他（ ） 《詳細》「湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第4条、第10条
休 暇	1 年次休暇 (1) 繰越し分 別途通知する。 (2) 前号に加え6箇月経過時に規定の日数（年次休暇付与の要件を満たす場合） 2 その他の休暇 (1) 有給（夏季年次休暇、官公署出頭、公民権行使、住居減失、出勤困難、退勤途上危険回避、忌引、結婚、感染症感染、不妊治療、産前産後、配偶者出産及び育児参加） (2) 無給（保育時間、子の看護、介護、生理、妊娠傷病、傷病及び骨髄移植）
育児休業等	1 育児休業（可・不可）備考（ ） 2 育児短時間勤務（不可） 3 部分休業（可・不可）備考（ ） 《詳細》「湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例」
給 与	1 報酬（給料）の額 月額・日額・時間額（ 円） 2 期末手当の額 報酬（給料）の月額及び地域手当の月額の合計額（日額又は時間額で報酬が定められている場合は、基準日前6箇月以内の報酬の1月当たりの平均額）に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額 3 勤勉手当の額 報酬（給料）の月額及び地域手当の月額の合計額（日額又は時間額で報酬が定められている場合は、基準日前6箇月以内の報酬の1月当たりの平均額）に成績率及び在職期間別割合を乗じて得た額 4 通勤費（通勤手当）（ 円） 《詳細》「湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」第14条、第24条 5 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当等の割増率 (1) 時間外勤務 ※ 1日当たり7時間45分、に達するまでの間の勤務、週休日の振替等があった場合に一週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては支給されません。

(その3)

月60時間以内 100分の125

(午後10時から翌日の午前5時までは100分の150)

月60時間超 100分の150

(午後10時から翌日の午前5時までは100分の175)

(2) 休日勤務及び週休日における勤務 100分の135

(午後10時から翌日の午前5時までは100分の160)

(3) 夜間勤務 100分の125

《詳細》「湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」第9条～第11条、第20条～第22条

6 支払日

(1) 報酬(給料) 日(月末締め)

(2) 期末手当 年2回(月 日・ 月 日)

(3) 勤勉手当 年2回(月 日・ 月 日)

(4) 前2号以外の費用弁償及び手当 報酬(給料)と同日(月末締め)

7 支払方法(口座振込)

8 給与支払時の控除(法令の規定に基づくものを除く。)(無)

9 昇給(有・無)

1 任用期間が満了した場合には通知することなく退職となります。

2 自己都合退職の手続は、退職する14日前に退職願(様式第5号)で届出して下さい。退職発令指令書(様式第6号)により退職を承認します。

3 免職の事由及び手続

(1) 分限免職(地方公務員法第28条)

次の場合のいずれかに該当するときは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。

ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

ウ ア及びイのほか、その職に必要な適格性を欠く場合

エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(2) 懲戒免職(地方公務員法第29条)

次の場合のいずれかに該当するときは、「湯河原町真鶴町衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。

ア 法律、条例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

退職に関する事項

(その4)

	4 定年制 (無) 5 その他の離職事由 (1) 死亡した場合 (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する場合
退職手当	(有 ・ 無) 備考() 《詳細》「神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例」
服 務	任期中、以下の義務を負います。(地方公務員法第3章第6節) (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (2) 信用失墜行為の禁止 (3) 秘密を守る義務 (4) 職務に専念する義務 (5) 政治的行為の制限 (6) 争議行為等の禁止 (7) 営利企業への従事等の制限 パートタイム会計年度任用職員は兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属長に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。
そ の 他	1 社会保険に関する事項 (地方公務員共済組合 ・ 厚生年金 ・ 加入なし) 備考 () 2 雇用保険に関する事項 (有 ・ 無) 備考 () 3 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 通勤中の事故及び勤務中に負った傷病については、各種関係法令に基づき、治療費等が補償される場合がありますので、速やかに所属長に相談してください。 4 安全及び衛生に関する事項 定期健康診断(週20時間以上勤務の方)、現業職員(機械操作・技術管理業務員)健康診断(週20時間以上勤務の方)、ストレスチェック(週20時間以上の方)及びインフルエンザ予防接種 5 休職に関する事項 次の場合のいずれかに該当するときは、地方公務員法第28条第2項の定めるところにより、休職となる場合があります。 (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 (2) 刑事事件に関し起訴された場合 6 その他 ()

湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員任用日数報告書

年 月分

氏 名 区分(該当に○)	任 用 期 間 等	実任用 日 数	休 暇 等	延べ任 用日数	給与又は報酬・費用弁償
(氏名)	年 月 日 ～ 年 月 日	日	年次休暇 日 有給休暇 日 無給休暇 日 欠 勤 日	日	給料(又は報酬) 円 (勤務時間合計 時間 分) 諸手当(費用弁償を含む) 円 内、通勤手当(又は費用弁償) 円 内、期末手当 円
(区分) フルタイム・パートタイム					
(氏名)	年 月 日 ～ 年 月 日	日	年次休暇 日 有給休暇 日 無給休暇 日 欠 勤 日	日	給料(又は報酬) 円 (勤務時間合計 時間 分) 諸手当(費用弁償を含む) 円 内、通勤手当(又は費用弁償) 円 内、期末手当 円
(区分) フルタイム・パートタイム					
(氏名)	年 月 日 ～ 年 月 日	日	年次休暇 日 有給休暇 日 無給休暇 日 欠 勤 日	日	給料(又は報酬) 円 (勤務時間合計 時間 分) 諸手当(費用弁償を含む) 円 内、通勤手当(又は費用弁償) 円 内、期末手当 円
(区分) フルタイム・パートタイム					
(氏名)	年 月 日 ～ 年 月 日	日	年次休暇 日 有給休暇 日 無給休暇 日 欠 勤 日	日	給料(又は報酬) 円 (勤務時間合計 時間 分) 諸手当(費用弁償を含む) 円 内、通勤手当(又は費用弁償) 円 内、期末手当 円
(区分) フルタイム・パートタイム					
(氏名)	年 月 日 ～ 年 月 日	日	年次休暇 日 有給休暇 日 無給休暇 日 欠 勤 日	日	給料(又は報酬) 円 (勤務時間合計 時間 分) 諸手当(費用弁償を含む) 円 内、通勤手当(又は費用弁償) 円 内、期末手当 円
(区分) フルタイム・パートタイム					
上記のとおり報告します。					
年 月 日					
湯河原美化センター所長 様					
管理課長					

退 職 願

湯河原町真鶴町衛生組合
組合長 様

私は、この度 により、 年 月
日付で を退職いたしたく届出をいたします。

年 月 日

勤務場所

任用区分 会計年度任用職員

氏 名

所 属 長

退職発令指令書

会計年度任用職員氏名	
年 月 日付けで退職の申出を承認する。 年 月 日 湯河原町真鶴町衛生組合 組合長 	

解職予告通知書

様

次の理由により 年 月 日をもって会計年度任用職員を解職します。

理由

年 月 日

湯河原町真鶴町衛生組合
組合長 印